⑶　経営状態が著しく不健全であると認められる者。
⑷　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等業務）若しくは添付書類又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者。
⑸　営業に関し法律上必要な資格を有しない者。
5　競争参加者の資格及びその審査
⑴　審査基準日　申請しようとする日の直前の営業年度の終了日をいう。
⑵　競争参加資格を得ようとする者の資格審査は、業種区分ごとに総合審査数値の算定をもって行う。
6　資格審査結果の通知
「資格審査結果通知書」により通知（郵送）する。
7　競争参加資格の有効期間
資格決定の日から令和９年３月31日までとする。
8　その他
⑴　特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格　特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格を得ようとする者の申請方法等については、特定建設工事共同企業体により競争を行わせる工事ごとに別に公示する。
⑵　会社更生法に基づく更生手続開始の決定、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取扱い　建設工事等の一般競争（指名競争）参加資格があるとの認定を受けている者であって、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者（以下「更生手続等開始決定者」という。）は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。
なお、更生手続等開始決定者は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていないときは、一般競争において競争参加資格があることの確認がなされない場合がある。
⑶　合併等により新たに設立された会社等の取扱い　合併等により新たに設立された会社等とは、次の①から⑤までに掲げる会社等をいい、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。ただし、建設工事の当該申請を行うことができる者は、合併等後の経営事項審査を受けている者に限る。
①　合併により新たに会社が設立された場合における新設会社又は合併により、その一方が存続した場合における存続会社。
②　親会社がその営業の一部を独立させるために新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社。
③　新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社。
④　既存の業者が他の業者から営業の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した業者の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた業者。
⑤　営業の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社。
別記　郵送による提出先
⑴　内閣本府
受付窓口　内閣府大臣官房会計課決算第一係
所在地　〒100―8914 東京都千代田区永田町１―６―１
電話　03―5253―2111（代表）
⑵　宮内庁
受付窓口　宮内庁管理部管理課経理係
所在地　〒100―8111 東京都千代田区千代田１―１
電話　03―3213―1111（代表）
⑶　宮内庁京都事務所
受付窓口　宮内庁京都事務所庶務課会計係
所在地　〒602―8611 京都府京都市上京区京都御苑３
電話　075―211―1211（代表）
⑷　警察庁
受付窓口　警察庁長官官房会計課施設係
所在地　〒100―8974 東京都千代田区霞が関２―１―２中央合同庁舎第２号館
電話　03―3581―0141（代表）

招　請

資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。
令和６年11月21日
国立大学法人東京大学総長　藤井　輝夫
◎調達機関番号　415　◎所在地番号　13
○第９号
1　調達内容
⑴　品目分類番号　14
⑵　導入計画物品及び数量　歴史情報処理コンピューターシステム　一式
⑶　調達方法　借入
⑷　導入予定時期　令和８年度７月以降
⑸　調達に必要とされる基本的な要求要件
A　データベースシステムを中央に、複数の機能を分担するサーバシステム、および端末、入出力機器から構成されるものであること。各機器は、東京大学情報ネットワークシステム（UTnet５）に接続するに十分な速度のネットワークで相互に接続されていること。
B　データベースシステムに関しては、冗長化を目指し、定時自動更新を実現すること。特に十全なバックアップ体制を備えること。改修時の検収確認領域を確保すること。
C　画像サーバ用に大規模・大容量ディスクアレイ装置を有すること。
D　画像処理システム、並びに高精細画像表示用のビューワをネットワーク上に備えていること。
E　史料研究・史料集編纂に必要な各種の支援システムを備えていること。
F　本所の運用管理体制に対応した保守・運用・管理の支援体制を備えていること。
G　既設システムとの連携を図り、現有機種からの速やかな移行措置が行えること。
2　資料及びコメントの提供方法　上記１⑵の物品に関する一般的な参考資料及び同⑸の要求要件等に関するコメント並びに提供可能なライブラリーに関する資料等の提供を招請する。
⑴　資料等の提供期限　令和７年１月14日17時00分（郵送の場合は必着のこと。）
⑵　提出先　〒113―0033 東京都文京区本郷７－３－１　東京大学史料編纂所事務室　小村　昇　電話03―5841―5942
3　説明書の交付　本公表に基づき応募する供給者に対して導入説明書を交付する。
⑴　交付期間　令和６年11月21日から令和７年１月14日まで。
⑵　交付場所　上記２⑵に同じ。
4　説明会の開催　本公表に基づく導入説明会を開催する。
⑴　開催日時　令和６年12月６日10時00分
⑵　開催場所　東京大学福武ホール地下１階史料編纂所大会議室
5　その他　この導入計画の詳細は導入説明書による。なお、本公表内容は予定であり、変更することがあり得る。
6　Summary
⑴　Classification of the products to be procured : 14
⑵　Nature and quantity of the products to be rent : Historical Data Processing Computer System 1 Set
⑶　Type of the procurement : rent
⑷　Basic requirements of the procurement :
A　The product must be composed of central Database system, several servers, terminals. I／O subsystems, etc. Each machine must be connected smoothly with the local area network and UTnet5 (The University of Tokyo Information Network System).
B　It is hoped that the Database system has a dual system and an update on time. It must have an adequate back-up system, and an evaluation system for a development.